

令和4年度

第2回 立木資格付一般競争入札 のご案内

【入札者注意書並びに物件内訳書】

立木資格付一般競争入札を下記のとおり行いますので、別添の入札者注意書を参照のうえ、入札にご参加ください。

| | |
|---------|--|
| 入札年月日 | 令和4年6月22日（水曜日） |
| 入札場所 | 津軽森林管理署 入札室 |
| 締切・開札時間 | 午前10時30分 締切り、即時開札 |
| 入札方法 | 資格付一般競争入札 |
| 売扱物件数 | 15件 |
| 入札公告 | 津軽森林管理署掲示板及びホームページに掲載 http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/tugaru/koubai/ryuuboku_koubai.html |
| 住所 | 〒036-8101 |
| | 青森県弘前市大字豊田2丁目2-4 |
| | 東北森林管理局 津軽森林管理署 |
| | TEL 0172-27-2800 |
| | FAX 0172-27-0733 |
| | IP 050-3160-5870 |

立木公売の公告 (第2回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

令和4年6月22日（水曜日）午前10時10分受付開始
午前10時30分締切 即時開札

2. 入札及び開札の場所

津軽森林管理署 会議室

3. 現地案内

別紙現地案内のとおり。

なお現地案内を希望される方は、別紙「現地案内要望書」に必要事項を記入し、FAX等で津軽森林管理署へご提出ください。（令和4年6月7日（火曜日）午後4時必着）

4. 公売物件

- （1）物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間等については、別紙公売物件一覧表（立木）及び公売物件明細書（立木）のとおりです。
- （2）各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
- （3）引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

（1）郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便により入札前日の午後5時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。

（2）送付先は次のとおり

郵便番号 036-8101

住 所 青森県弘前市大字豊田二丁目2-4

宛 名 津軽森林管理署長 入札書在中（朱書きで記載）

（3）郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限

令和4年6月29日（水曜日）までとします。

7. 代金の納入期限

- （1）契約締結の日から起算して、20日以内とします。
- （2）分収林契約者への分収代金の納入に当たっては、津軽森林管理署の指示した代金を、国及び分収林契約者の振込金融機関の口座に納入し、納入後は、速やかに津軽森林管理署経営担当へ連絡してください。
また、金融機関の振込手数料（分収育林物件については契約口数分の振込手数料がかかります。）を買い受け者で別途負担するものとします。

なお、分収育林契約者が行方不明等により供託を必要とする場合や、分収金の受領を拒絶した場合は国の指定する登記所に供託してください。

8. 代金の延納

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (2) 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額についてのみ認めます（物件が国有林で、1件当たりの売払代金が150万円以上の場合に延納を認めます。延納期限は当該物件の売仓名量が1千m³以下の場合は6ヶ月以内、1千m³以上の場合は10ヶ月以内とします。）。
- 分収林契約者の分収金に相当する金額については現納とします。ただし、分収造林物件については、分収権者が承諾した場合に限り、延納を認めるものとします。
- (3) 延納利息は、法令の定めにより年利0.59%とします。
- (4) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙特記事項（共通）のとおりです。
- (2) 個別物件に該当するものは別紙公売物件明細書（立木）のとおりです。
- (3) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、津軽森林管理署管理担当にお問い合わせ下さい。

なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

(4) 林業における労働災害防止の観点から、立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提供された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。

なお、提供した情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

(5) 森林作業道作設にあたっては、別添の森林作業道特記仕様書（立木販売）に基づき作設願います。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は津軽森林管理署のホームページに掲載されています。

不明な点がありましたら、以下の問い合わせ先まで連絡願います。

問い合わせ先

〒036-8101 青森県弘前市大字豊田二丁目2-4

津軽森林管理署業務グループ経営担当

TEL:050-3160-5870

FAX:0172-27-0733

令和4年6月1日

分任契約担当官

津軽森林管理署長 佐藤 智一

入札条件

1 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2 資格認定

- (1) 入札参加者は、競争参加資格確認通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料(運転免許証など)を提示しなければなりません。また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、別紙1暴力団排除に関する誓約事項について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4 売払物件の熟覧等

別紙の売り払い物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

5 入札の方法

- (1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。
- (3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。
- (2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

7 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

9 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたものや、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。

理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。

- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無いか、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が 2 通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告等に記載された条件。）

10 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

11 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧ください。

12 入札書用紙

入札書の用紙は、必要に応じて最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

13 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

14 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気付き開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって入札したものとみなし、訂正・取消等は認めません。

15 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額10%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。

17 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。

18 森林病虫獣害被害対策等については、国及び地方自治体の指示に従ってください。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特記事項（共通）

「林産物売買契約約款」及び買受「公売物件明細書の特約条項及び特記事項」のほか、下記事項を遵守すること。

1. 売払い物件に起因して、第三者等に損害を与えた場合、乙はその損害の賠償を負うこと。
2. 沢縁を集材又は沢を横断する際は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置をすること。
3. 林道上での伐木造材及びトラクタによる集材は行わないものとすること。
4. 雨または融雪時等の運材にあたっては、林道破損防止及び車両運行安全確保のため、森林管理署長及び森林管理署職員の指示に従うものとすること。
5. 土場、沢縁並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理するものとすること。
6. 作設する搬出路及び土場で生じた切り取り土石等が、崩落及び流出しないよう措置をすること。
7. 搬出にあたっては、残存木を損傷しないように必要な対策をすること。
8. トラック運材にあたっては、積載量を厳守すること。
9. 林道等を損壊するおそれがある場合については、鉄板等を使用し通行すること。また、破損等があった場合は現状復帰を行うこと。
10. 官民他界に接している箇所については、境界標を損傷しないよう対策をすること。
11. 埋蔵文化財を発見した場合は、その原状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとすること。
12. 調査区域は、外縁立木を赤スプレーで表示しており、調査区域外の立木は売払い対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにすること。
13. 買受人は、民有地を搬出路及び土場として使用する場合は、事前に土地所有者に使用承諾を得たうえで、作業に着手すること。
14. 買受物件が皆伐の場合は、全て伐採すること。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処すること。
15. 松くい虫被害及びナラ枯れ被害に関する対応については、「青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項」のほか、事業実施時における松くい虫又はナラ枯れの被害状況を踏まえた国・地方自治体の指示に従うものとする。
16. 豚コレラ発生に伴う野生イノシシに関する対応として、死亡した野生イノシシを発見した際には不用意な接触や移動をしないこと。また、発見の際には津軽森林管理署及び青森県自然保護課に連絡すること。（津軽森林管理署 TEL:0172-27-2800・青森県自然保護課 TEL:017-734-9257）
イノシシ等の野生動物が出現するおそれがある場所においては、ごみの放置やごみ箱等における野生動物との接触をしないようにすること。

森林作業道作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図(1/5000)にかん入りし、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の

確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。

- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18%（ 10° ）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区间に限り25%（ 14° ）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分（ 59° ）、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分（ 73° 、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

- ② のり面勾配は、1割（ 45° ）程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

- ④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に發揮するために必要な路網を整備する。

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

(単位: m/ha)

| 区分 | 作業システム | 基幹路網 | | | 細部路網 森林作業道 | 路網密度 |
|------------------|--------|-------|-------|-------|---------------|---------|
| | | 林道 | 林業専用道 | 小計 | | |
| 緩傾斜地 (0~15°) | 車両系 | 15~20 | 20~30 | 35~50 | 65~200 | 100~250 |
| 中傾斜地 (15~30°) | 車両系 | 15~20 | 10~20 | 25~40 | 50~160 | 75~200 |
| | 架線系 | | | | 0~35 | 25~75 |
| 急傾斜地 (30~35°) | 車両系 | 15~20 | 0~5 | 15~25 | 45~125 | 60~150 |
| | 架線系 | | | | 0~25 | 15~50 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 | 5~15 | — | 5~15 | — | 5~15 |

※ 路網・作業システム検討委員会資料より

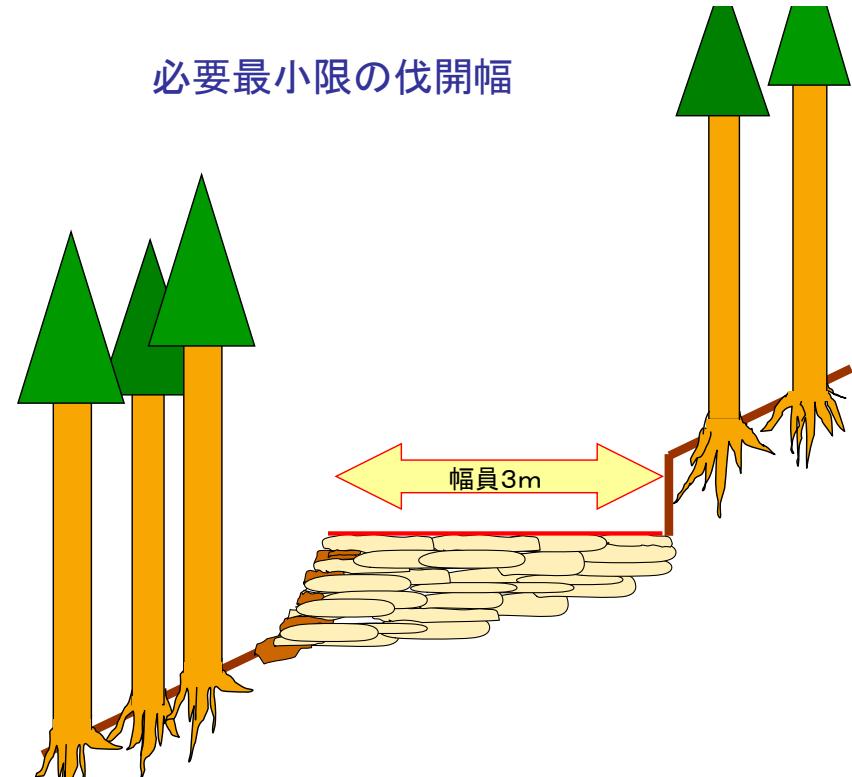
(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



必要最小限の伐開幅



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

青森県ナラ枯れ被害対策基本方針

ミズナラやコナラなどのナラ類を枯らす「ナラ枯れ被害」が、平成22年12月に本県初の被害が深浦町で確認されて以降、予断を許さない状況となっている。

ナラ類は、里山の景観を形成する代表的な樹種で、家具材や薪炭材などに利用されるほか、水源の涵養^{かんよう}、土砂災害の防止、生物多様性の保全など公益的機能を有する森林を構成する重要な広葉樹資源である。

このようなナラ類をナラ枯れ被害から守るために、早期に被害の把握を的確に行い、発生初期の段階で被害木の駆除を確実に行うとともに、ナラ類の活用を促進することで被害を未然に防止していくことが重要である。

このため、本県における効率的かつ効果的な被害対策の推進に向け、①実施体制、②被害監視、③被害駆除、④被害予防について、基本的な方針を定める。

1 実施体制

ナラ枯れ被害対策は、被害の監視・予測、被害の防除、被害を受けにくい森林の整備、被害材の移動制限、利用促進等を総合的に進める必要があり、市町村域を超えた広域の関係者による連携と共通認識の下、役割を分担して対策に取り組むことが重要である。

このため、国や県、市町村、地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所、林業関係団体等で構成する「松くい虫等被害対策協議会」を開催し、県域での情報の共有、広域的な被害対策の検討、被害対策の具体的方針等を協議する。

また、地域の実情に応じ、県民局単位などの関係者による地域毎の協議会の開催等を通じて、地域住民の理解と協力を得て、監視や防除活動等を進めが必要である。

なお、被害発生時の具体的な対策の検討にあたっては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所などの外部有識者等で構成する「ナラ枯れ被害対策検討会」を開催し、当年度の被害状況や全国的な最新の情勢等を踏まえて被害対策を計画するとともに、実施した対策の検証を行う。

2 被害監視

(1) 地上監視

- ① 国の機関や県の通常業務による監視と時期や区域を定めた監視
- ② 森林保全巡視員や松くい虫防除監視員等による監視
- ③ 市町村や森林組合、素材生産・造林事業体等による監視

(2) 空中監視

- ① 県防災ヘリコプターによる上空探査
- ② デジタル航空写真撮影による写真判読

(3) カシノナガキクイムシ（以下、カシナガ）生息調査

被害が発生している地域の周辺において、カシナガの生息状況を把握するための調査を実施する。

(4) ナラ枯れ被害調査強化月間

被害状況を把握しやすい9月を「ナラ枯れ被害調査強化月間」として設定し、被害調査を重点的に進める。

3 被害駆除

(1) 被害発生初期（被害木 10 本／ha 程度未満）

被害木は、伐倒・くん蒸処理を基本として全量駆除する。

なお、駆除にあたっては、カシナガの穿入によって枯死した被害木のほか、穿入生存木（フラスが出ているもの）も対象とする。

(2) 被害発生中期以降（被害木 10 本／ha 程度以上）

(1) と同様に、被害木の全量駆除を基本とする。

ただし、被害量が増加する状況下では、全量駆除が困難になるおそれがあることや、急激な林分の消失による森林生態系への影響なども踏まえ、「被害対策検討会」での検討結果を基に、現場状況に応じた駆除やカシナガの誘引捕殺等の対策を講じるとともに、森林の公益的機能の回復を目標に、植栽や樹種転換等による森林整備等も進める。

4 被害予防

(1) 被害を受けにくい森林づくり

試験研究機関によるこれまでの調査・研究等から、高齢木や大径木に被害が多いとの報告がなされている。また、カシナガの脱出数は、大径木ほど多いことがわかっている。

このため、高齢木や大径木は、伐採して家具材や薪、炭、パルプの原料等として利用を進め、伐採跡地は更新して林分の若返りを図り、被害を受けにくい森づくりを目指す。

(2) ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

被害の拡大防止を目的に、伐採作業、被害材等の移動、未利用材の有効活用にあたって留意する事項を別に定め、これを遵守するよう関係機関等に周知する。

(3) 防除技術の普及等

青森県森林病害虫等防除センターと連携し、国や県、市町村、森林組合、林業関係団体等を対象とした研修会等を開催して、ナラ枯れに関する知識等の習得及び普及に努める。

(4) 情報収集・提供等の広報活動

ナラ枯れの正しい知識や被害情報の収集・提供等については、森林・林業等の関係者だけではなく、広く県民にも周知し、ナラ枯れ被害に対する関心を高めて、防除への理解と協力を得ていくことが重要であることから、次の方法等により広報活動を行う。

- ① 県や市町村の広報誌やホームページの活用
- ② 市町村の防災無線による放送、町内会の回覧板等の活用
- ③ 新聞やラジオ等の活用

5 本基本方針の活用方法

被害対策の実施にあたっては、原則として本基本方針を踏まえることとし、必要に応じて、以下の資料を参考とする。

- ・ナラ枯れ被害対策マニュアル改訂版（H27.3 一般社団法人日本森林技術協会）
- ・ナラ枯れ被害の防除対策方針（H27.8.31 東北森林管理局計画保全部保全課）
- ・岩手県ナラ枯れ被害対策実施方針（H30.2.27 岩手県農林水産部森林整備課）
- ・秋田県ナラ枯れ防除実施方針（H29.10.2 改訂 秋田県農林水産部森林整備課）

平成24年 5月15日 策定
平成30年 3月30日 一部改訂

令和4年度

青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項 ～松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

青森県では、松くい虫被害並びにナラ枯れ被害が発生しています。

これらの被害は、マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシという媒介昆虫の移動に伴って被害が拡大することから、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツやナラの木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）

○ナラ類 … ブナ科のうち、ブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ等）

留意事項の地域区分一覧

| 地域区分 留意事項 | (A) 被害発生市町村 | (B) 被害発生 隣接市町村 | (C) A・B以外の 市町村 |
|-----------------------|----------------|----------------------|----------------------|
| ① 生立木等の伐採 (6月～9月) | × 行わないこと | × 行わないこと | △ 極力行わないこと |
| ② 被害木等の市町村 外への移動 | × 行わないこと | — 対象外 | — 対象外 |
| ③ 被害木駆除 (10月～翌年5月) | ○ 確実に駆除 | — 対象外 | — 対象外 |
| ④ 他県の被害地域 からの材の移動 | × 行わないこと | × 行わないこと | × 行わないこと |
| ⑤ 枯死木の情報提供 | ○ 速やかに連絡 | ○ 速やかに連絡 | ○ 速やかに連絡 |

A：深浦町、南部町※、つがる市◆、鰺ヶ沢町◆、西目屋村◆、弘前市◆、五所川原市◆、中泊町◆

B：鰺ヶ沢町※、八戸市※、三戸町※、五戸町※、新郷村※、鶴田町◆、青森市◆、今別町◆、外ヶ浜町◆、蓬田村◆、板柳町◆、藤崎町◆、田舎館村◆、大鰐町◆、平川市◆

C：AとBを除く県内18市町村

※マツ類のみ対象、◆ナラ類のみ対象

① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすることは被害を呼び込むことにつながります。

被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力行わないようしてください。

ただし、4月～5月の間に伐採する際は、林外に搬出しお5月中に活用してください。

・生立木の「巻枯らし」は、巻枯らし実施から生立木が枯れるまでの期間が不明であり、媒介昆虫が盛んに活動する期間に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、年間を通して巻枯らしは行わないでください。

・また、その他の市町村においても巻枯らしは、極力行わないようしてください。

※「巻枯らし」・・・樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

② 被害木等の市町村外への移動

被害発生市町村内の被害木（枯れた木、衰弱した木を含む）には、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で木材から媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力市町村外へ移動しないでください。

・被害材を移動させることは、森林病害虫等防除法の違反行為にあたる可能性があります。

③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

・ただし、6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

④ 被害地域からの材の移動

被害地域のマツやナラの木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、持ち込まないでください。

⑤ 枯れた木に関する情報提供

枯れた木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があります。発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

本留意事項に関する問合せ

本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守するこ
とが困難な場合等は、下記問合せ先までご相談ください。

| 問合せ窓口 | 電話番号 | 住所 |
|---------------------|--------------|-------------------------|
| 青森県農林水産部林政課森林整備グループ | 017-734-9513 | 青森市長島一丁目1-1 |
| 東青地域県民局地域農林水産部林業振興課 | 017-734-9962 | 青森市長島二丁目10-3 |
| 中南地域県民局地域農林水産部林業振興課 | 0172-33-3857 | 弘前市巣主町4 |
| 三八地域県民局地域農林水産部林業振興課 | 0178-23-3595 | 八戸市尻内町字鷹田7 |
| 西北地域県民局地域農林水産部林業振興課 | 0173-72-6613 | 鰐ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37 |
| 上北地域県民局地域農林水産部林業振興課 | 0176-24-3379 | 十和田市西十二番町20-12 |
| 下北地域県民局地域農林水産部林業振興課 | 0175-23-6855 | むつ市中央一丁目1-8 |

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

津軽森林管理署

| 入札番号 | 物件所在地 | 契約関係 | 伐採方法 | 面 積(ha) | 林 齢 | 樹 種 | 本 数(本) | 幹材積(m3) | | | | | 延納 | 搬出期間 |
|------|----------------------|------|------|---------|-----|-----|---------|-------------|---------------|----------|----------|-----------|----------------|------------|
| | | | | | | | | スギ (一般材) | カラマツ (一般材) | その他N | L | 合計 | | |
| 1 | 小童子山国有林 2005ほ林小班 | 混合契約 | 皆伐 | 0.55 | 64 | スギ | 229 | 177.73 | | 34.59 | 27.32 | 239.64 | 認めません | 9月末頃 まで |
| 2 | 鶴ノ巣国有林 333ろ林小班 | 分収育林 | 皆伐 | 7.80 | 61 | スギ | 6,809 | 3,852.89 | | 15.62 | 96.56 | 3,965.07 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 3 | 東岩崎山国有林 3074い3林小班 | 分収育林 | 皆伐 | 3.01 | 56 | スギ | 2,421 | 2,788.44 | | 0.28 | 22.19 | 2,810.91 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 4 | 東岩木山国有林 29ち林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 10.55 | 53 | スギ | 15,749 | 1,532.94 | 1,091.26 | 279.28 | 308.96 | 3,212.44 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 5 | 温川沢国有林 1085い2林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 7.72 | 52 | スギ | 8,406 | 5,502.89 | 3.98 | 6.53 | 205.27 | 5,718.67 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 6 | 温川沢国有林 1090は3林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 2.17 | 63 | スギ | 1,693 | 507.66 | 90.26 | 7.26 | 182.81 | 787.99 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 7 | 温川沢国有林 1090は5林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 0.74 | 60 | スギ | 484 | 274.97 | 6.39 | 0.03 | 38.13 | 319.52 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 8 | 温川沢国有林 1090い1林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 13.06 | 59 | スギ | 18,003 | 3,546.52 | | 32.10 | 1,093.24 | 4,671.86 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 9 | 温川沢国有林 1090ち林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 0.11 | 63 | スギ | 77 | 47.49 | | | 4.54 | 52.03 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 10 | 温川沢国有林 1090り1林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 0.16 | 62 | スギ | 122 | 73.93 | | 0.04 | 8.93 | 82.90 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 11 | 砂子川国有林 3012わ林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 2.56 | 57 | スギ | 3,966 | 291.81 | | 406.23 | 195.28 | 893.32 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 12 | 砂子川国有林 3012た林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 0.81 | 63 | スギ | 805 | 467.75 | | 5.41 | 27.50 | 500.66 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 13 | 松神山国有林 3083い林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 20.21 | 52 | スギ | 34,885 | 8,152.74 | | 170.81 | 947.94 | 9,271.49 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 14 | 松神山国有林 3083ら林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 11.76 | 64 | スギ | 22,505 | 3,539.45 | | 133.36 | 1,619.49 | 5,292.30 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| 15 | 松神山国有林 3083う1林小班 | 分収造林 | 皆伐 | 5.60 | 64 | スギ | 6,700 | 2,952.07 | | 90.53 | 234.07 | 3,276.67 | 民収分のみ 認めません | 36ヶ月 |
| | 合計 | | | 86.81 | | | 122,854 | 33,709.28 | 1,191.89 | 1,182.07 | 5,012.23 | 41,095.47 | | |

現地案内

◎現地案内は、以下の日程で行いますのでご参考ください。

参加を希望される方は、別紙の現地案内要望書に必要事項を記入し、FAX等で津軽森林管理署へ提出してください。

(令和4年6月7日(火曜日)午後4時必着)。

なお、当日は各自、災害防止のため保安帽を着用して下さい。

| 物件番号 | 林小班 | 案内日 | 集合時間 | 集合場所 | 案内者 | 備考 |
|------|--------|--|------|---|-------------------|----------|
| 1 | 2005ほ | 現地案内を希望される方は、 令和4年6月7日(火曜日) までに、津軽森林管理署へ お問い合わせください。 | | 鰺ヶ沢森林事務所 TEL0172-72-2511 | 地域統括森林官 (鰺ヶ沢) | 混合契約(皆伐) |
| 2 | 333ろ | | | 相馬森林事務所 TEL0172-85-2002 (電話は砂子瀬森林事務所) | 森林官(相馬) | 分収育林(皆伐) |
| 3 | 3074い3 | | | 岩崎森林事務所 TEL0173-77-3430 | 首席森林官 (岩崎・大間越) | 分収育林(皆伐) |
| 4 | 29ち | | | 岩木森林事務所 TEL0172-83-2333 | 森林官 (岩木) | 分収造林(皆伐) |
| 5 | 1085に2 | | | 黒石森林事務所 TEL0172-52-3111 | 首席森林官 (黒石・葛川) | 分収造林(皆伐) |
| 6 | 1090は3 | | | | | 分収造林(皆伐) |
| 7 | 1090は5 | | | | | 分収造林(皆伐) |
| 8 | 1090に1 | | | | | 分収造林(皆伐) |
| 9 | 1090ち | | | | | 分収造林(皆伐) |
| 10 | 1090り1 | | | | | 分収造林(皆伐) |
| 11 | 3012わ | 深浦森林事務所 TEL0173-74-2011 | | 首席森林官 (深浦・南深浦) | | 分収造林(皆伐) |
| 12 | 3012た | | | | | 分収造林(皆伐) |
| 13 | 3083い | | | | | 分収造林(皆伐) |
| 14 | 3083ら | 岩崎森林事務所 TEL0173-77-3430 | | 首席森林官 (岩崎・大間越) | | 分収造林(皆伐) |
| 15 | 3083う1 | | | | | 分収造林(皆伐) |

※ 当日の天候や現地の路面状況によっては、現地案内を取り止めることがあります。

別紙

F A X 0172-27-0733

津軽森林管理署（経営担当）あて

現 地 案 内 要 望 書

下記のとおり現地案内を要望します。

記

| | 物件番号 |
|---------------------|------|
| 現地案内をご要望される 物件番号 | |

令和 年 月 日

御住所

御会社名

御連絡先

御担当者名